

【読楽】032 「道中往来(禿篁子作)」を読む * 読楽箇所=本文要所

「道中往来」の要旨

【概要】

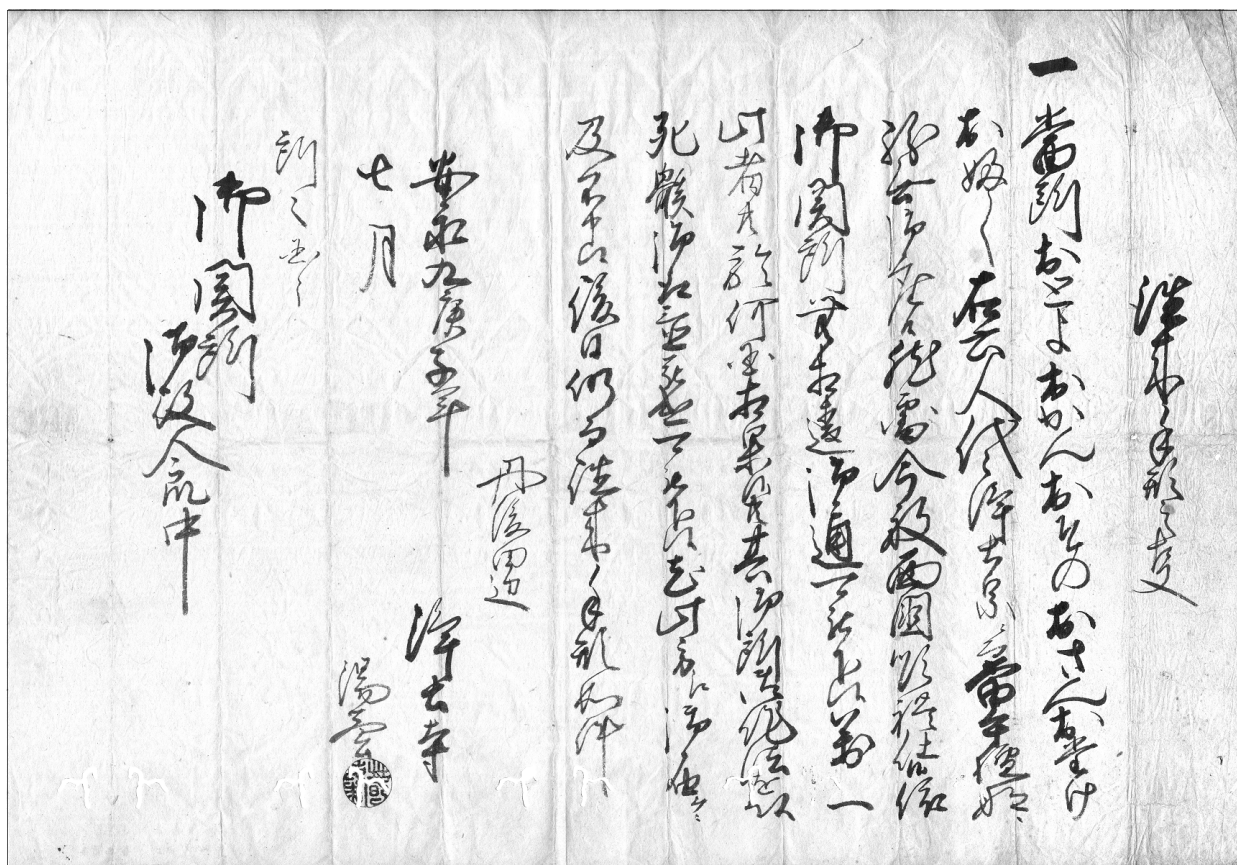
〈絵入新板頭書〉道中往来(禿篁子・寛政4年)

【判型】中本1冊。縦181耗。

【作者】禿篁子作・書。

【年代等】安永5年8月初刊。寛政4年4月再刊。〔江戸〕西村屋与八板。

【備考】分類「往来物」。後半に袋綴し展開画像も再録した。本書は、『商売往来』風に、「凡、旅立取扱文字、先以撰吉日、可令発足。…」と書き始め、「…千秋万歳目出度申納候条、依而如件」と結ぶ文章で、「旅行に益ある事」を書き綴った往来。旅に必要な服装・道具・薬種・雑具、その他携行品の名称を列挙し、さらに旅支度の要点や道中心得(養生・病気、乗物・荷物・渡し場の料金等、雲助・胡麻の灰・盗難への用心、金銭の儉約、怪我・忘れ物の注意、無用のトラブルを避けるための堪忍など)を説く。本文を大字・5行・付訓で記す。巻頭に「益有る四友(有智友・知古友・有富友・有道友)」、頭書に「諸国御関所附」「御関所手形認めやう」「東海道五十三駅(和歌)」「妙薬尽并まじなひ」「門出によむうた」「不成就日」を載せる。



女性6人による西国順礼の往来手形(通行手形)

【作者】陽誉(丹後田辺・浄土寺)書。

【年代等】安永9年(1780)7月書。

【備考】安永9年7月に丹後田辺藩(現・京都府舞鶴市)領の女性6人(おとよ・おかん・おその・おさん・おたけ・おふく)が西国順礼に出かけた際の通行手形。

* 末尾に「所々国々御関所御役人衆中」と記す。

[関所手形と往来手形(通行手形)]

関所手形(関所提出用)・往来手形(関所で提示する身分証明書)

- ・幕府や諸藩が軍事・警察上の必要から関所(幕府の関所だけでも全国50カ所以上)を設け、取り締まり。「入り鉄砲に出女」。特に女性は身体的特徴を明記し、手形を確認した後、「人見女(改め婆)」が身体を細かくチェックした。「女改め」中は、他の旅人は関所構内に入れず、足止めされた。なお、男子の武士手形が不要だった。
- ・元和2年(1616)関所条目、寛永2年(1625)諸国関札制度、寛永8年(1631)関所破り罰則規定等。明治2年(1869)廃止。

◎関所手形の紛失・汚損は一大事

天和元年(1681)11月、井上通女^{つうじよ}が讃岐丸亀より江戸に赴く時、新居関所(静岡県)で手形を提出したが、記載事項に間違いがあり、大阪まで使者を走らせ、手形の再発行を申請させた。

正徳2年(1712)2月、江戸数奇屋町理右衛門店の五兵衛女房と下女2名が、手代左兵衛と共に伊勢参宮に出立した際、六郷の渡し(現大田区～川崎市)で川に落ち、手形を濡らしてしまった。文字・押印に異常がなく旅を続けたが、箱根の関所で問題になり、幕府の留守居に問い合わせようやく許された。さらに、再び新居でも問題になり、複雑な手続きを経てようやく関所を通過した。

[1日の歩行距離——東海道の場合]

○歌川広重作、安政4年(1857)刊『参宮上京道中一覽双六』

東海道五十三次、日本橋～京都(126里6丁≒492km)の宿泊場所は11カ所 → 11泊12日、1日約41km

○十返舎一九作、享和2年(1802)～刊『東海道中膝栗毛』

伊勢参宮のうち東海道部分約390kmを10泊11日 → 1日約35km

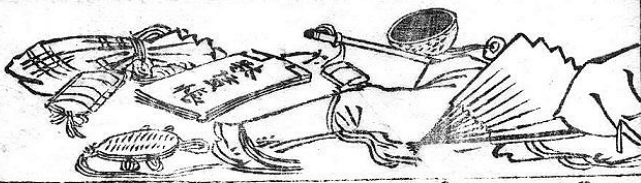
○曲亭馬琴作、享和3年(1803)刊『^{きりよまんろく}羈旅漫録』

途中の長逗留を除き移動日数で計算すると、江戸～京都を16泊17日 → 1日約26km

○普通の旅でも、1日平均9里(35km)前後、女性でも6-7里(23-27km)前後歩いた。



笹山梅庵作、西川竜章堂書、天保6年刊『〈幼童儿女〉寺子式目』より



志可用 志 玉 筆 紙 上
 双 手 拭 扇 子 鼻 紙
 夜 笠 頂 笠 方 巾 笠
 竹 筍 又 漆 笠 笠 三
 若 笈 笠 笠 我 酒 代

道 中 性 来
 凡 核 立 取 扱 文
 字 先 以 撰 吉 目 一
 令 教 是 扱 個 為 公
 不 限 男 女 矣 幼 老

信濃國 信州
 壺之橋
 河俣
 大波
 五科
 実政
 横川
 碓氷
 上野國 上野

諸御所附
 相模國 相州
 箱根
 足柄
 根部川
 遠江國 遠州
 新居
 氣嘉

血心版 菜油 藥巾 若
 之 嚙 之 心 情 密 舞 盤
 同 儀 矣 繁 腰 提 烟 笈 筒
 煙 袋 摺 煙 筒 石 火 朱 和
 火 湯 松 明 挑 丁 籠 附 本

紙入 之 麻 平 搥 揚 枝
 耳 撻 小 寸 刀 令 根 心
 胆 卷 之 采 布 端 酒 盆
 下 海 之 快 拍 亦 鈴 之
 氣 何 之 煉 藥 或 人 參

荷造 袖包 輪送等

木骨 勢内塔 浪合 常川 公川 小野川 近江國 梁瀬

既黃紙合可令丸紙周
馬宗或心字掛箱相油
貫刺物中括札建會符
細一河袋首高送河也篋
包七若執送院球業

山中 武藏國 駒本野 下総國 房川 市川 下野國 栗栲 相模國 相模川

苞小袋者組深之徒院
障河紙様第首長括様
箱柳抄版七注衣五袴
衣類御合様給者御
利刀徳架元巻七雨袋

西南 旅裝束 以上 行李



行水也箱裝束七類記
絹油木漆麻布相英
為夫身一以合形
至道中相法或海濱
之拂装束故之注被胸

御新 御新 御新 御新 御新 御新 御新 御新 御新 御新

然平濃衣袋腰帶三
一尺脚甲氣腰帶三
尺子裁足袋袋履鞋
夏冬之取巾安弁去引
纏七若之防風履也

女道通

5 要 注意人物

中江の
ふたふた
かよふか
生は夏の
移りては
門夏の家
ぬまの
神と云

西の難い切常陸の移
時刻を常次も後都る換
元元之也言小揚陸前
拍雲風氣と何云き之
道運却麻之灰云油新

6 近道 城道

近道の
城道の
注意
宿中
の注意

近乃後さ道道莫の
中は無限新物程
宿中
の注意
出まも入る泡乳
本家娘居居風入

辰砂

辰砂
右紙の
脈の
考もよ
新わり
血の
一茶
拍の
ての

時を清浄切の波の後
昔の物実胃之道法と
考者亭之泊帳と付志
秋生本姓名之虚言を書
紀乃相若寺禊禪子

8 旅行中

旅行中
の娯楽
養本
陳
香

戸尻用公書流の使不
尺届之舞舞非の君
志流堀七地古用と賞
不空地行舟之板
愿拍花女舞催小歌



【本文の要点】

◎出発日……吉日を撰んで出発。

◎旅支度……菅笠、網代笠、竹筍笠、塗笠、三度笠、頂、笠当、笠紐、手拭、扇子、鼻紙（岩国半紙^{*1}を使用）、紙入^{*2}（中に、麻手拭、楊枝、耳搔、小寸刀）、金銀（胴巻^{*3}の采布（財布）に縮緬で縫う場合もある）、印籠（中に気付の練薬、人参、止血め、腹薬、油薬）、巾着（中に嗜みの品々）、懐中算盤、懐中帳、矢立、腰提、煙管筒、煙袋、摺燵、燵石、火来知（火口）、火縄、松明、桃燈（提灯）、蠟燭、附木、硫黄、紙合羽または丸合羽^{*4}。

◎荷造・梱包・輸送等 *詳細割愛

・柳籠履（柳行李）……中に、浴衣、着替の衣類、硯箱、櫛箱、鑷（毛抜）、剃刀、鏡架、元結^{*5}、鬢付（油）、糸針等。

◎旅装束……分限に依じて、絹、紬、木綿、麻布、細美（細布^{*6}）等で、丈夫なことが第一。他に、半合羽、道中羽織、伊達染の払裂^{*7}、定紋の法被、胸懸^{*8}、手覆、手袋、臍当、股引、脚絆、甲懸、腰帯、三尺手拭、足袋、草履、草鞋、夏冬の頭巾。寒中は引纏（風を防ぎ暖か）、さらに引蟬を着用すれば、小雪・小雨を厭わず、甚だ重宝。

*1 岩国半紙＝岩国市付近で生産される半紙。天正年間（1573～1592）から作られており、コウゾを原料とする。岩国紙（がみ）。

*2 紙入＝（「はながみいれ（鼻紙入）」の略）外出する時に必要な小間物を入れて携帯する用具。ラシャや皮張り、二つ折り、または三つ折りの入れ物。鼻紙、薬、小ようじなどのほか、金銭も入れた。

*3 胴巻＝金銭などを入れて腹に巻きつける帯状の袋。

*4 丸合羽＝袖なしの合羽。坊主合羽。引回し合羽。

*5 元結＝髪を束ねるのに用いる紐。

*6 質布（細布）＝織り目の粗い麻布。蚊帳（かや）・穀物袋などに用いた。

*7 払裂（ぶっさき）＝打裂羽織（ぶっさきばおり）。武士が乗馬や旅行などに用いた羽織。背縫いの下半分が割れ、帯刀に便利。背裂（せさき）・羽織。背割（せわり）・羽織。割（さき）・羽織。引裂（ひっさき）・羽織。

*8 胸懸＝胸当（むなあて・むねあて）。衣服の汚れを防ぐために胸に当てる布。胸掛け。

◎護身具……刀・脇指の細工には人によって好みがあるが、旅行用の場合は、華奢・風流・綺麗といった見た目よりも、実用面を重視すべきである。他に、柄袋、蠶肌^{*1}、世智便^{*2}、鏝囊等。

◎旅行中の用心

- ①食事・飲酒……食養生が第一。名を知らぬ魚・鳥・野菜・果物・茸を食べない。酒も猥りに飲まない。
- ②病気……食滞(食もたれ)、食傷(食あたり)、水あたり、腹痛、山嵐の瘴気^{*3}(病名不明)、風邪等にかかったら、不換金正気散^{*4}を煎じて服用する。
- ③馬人足・駕籠等……馬人足の駄荷(馬に負わせた荷物)は36貫目(1貫=3.75kg×36=135kg)迄。乗掛下(人+荷物)は20貫目(75kg)迄。軽尻(空尻*人のみ)でも5貫目(18.75kg)迄の荷物はOK。本乗物は1挺6人掛かり。山駕籠は1挺4人掛かり。平駕籠は人足が担当。荷物は重量によって異なるが、1人5貫目が基準。ただし、戻り駕籠、帰り馬、相対借り(当事者による料金交渉)の賃銭は安くなるので、これらは宰領(運送の荷物を管理し、人夫を取り締まる人)の気転による。そのほか、問屋場での荷物の上げ下ろしが通行の邪魔にならないようにしたり、駄賃の記帳を間違えぬようにすべきことや、私用を御用と偽るなどの不正は厳禁である。
- ④船川渡し場……水深によって賃銭が変わり、料金の規則がある(大井川の場合、人足1人につき膝通水の38文から脇通水(約136cm)の94文)。直接交渉の場合は、賃金をめぐり口論等になりやすいが、悪口雑言は控えるべき。無用のトラブルは旅行中の時間の浪費であり、宿継ぎがうまく行かずにかえって損をする。
- ⑤要注意人物……小揚(船荷を河岸へ運ぶ人足。また、遊里へ往復する駕籠かき)、陸荷持(荷物運び人足)、雲助(宿駅・渡し場等で荷物の運搬や駕籠かきに従事した無宿者)、不意の道連れ、胡麻の灰(旅人の姿で、道中で窃盗や詐欺を働いた泥棒)などに油断するな。
- ⑥近道・抜道・畦道等……これらを歩いてはいけない。山中はなおさらで、追い剥ぎに限らず、狐・狸・猪・狼の災難がある。
- ⑦宿泊中の注意……宿屋は日の出とともに出発し、日暮れまでに宿泊場所を決める。入浴時には旅費の保管に注意。夕食後は、その日の勘定や翌日の道法を検討したうえで、宿屋の亭主に、宿泊名簿に住所・氏名などを正しく記入させる。他の泊まり客がいる場合は、襖・障子・戸尻(戸の末端)に用心し、雪隠や小便所を確認する。深夜の非常事態に備えて、逃げ場所や土地の方角を頭に入れておき、緊急時にうろたえぬようにすることが重要。
- ⑧旅行中の娯楽……慰みに遊女を招いて小歌・浄瑠璃を催しても、猥りに酒宴に耽り、泥酔すれば盗難に遭う恐れがある。また、諸国名物・細工物が種々あるが、無益の金銭を使ってはならない。万が一、大雨・台風、道や橋の破損、川止めなどによって想定外の長逗留もあり得るから、倅約が第一である。「倅」は費やさないこと、「約」は惜しまないことで、倅約は、使うべき金と使うべきでない金とを区別することである。
- ⑨その他の注意……馬に乗る時は馬方に端綱(馬の口につけて引く綱)をしっかりと持たせ、鞍・腹帯・鞆・鞆・脛縄等に破損がないかを改めよ。落馬・荷転等は怪我の基である。立場(建場)^{*5}での長休みは無用である。出発時には必ず跡を顧みて忘れ物をするな。万が一、狼藉に遭っても構うな。トラブルに巻き込まれば、勝劣ともにその場に足止めを食らい、余計な物入りがかかるうえに、自身の失墜となり、まさに「短気は損気」である。「堪忍」の2字は千金にも替え難いものだ。

◎結び

以上のようにして恙なく帰国したら、君臣・父子・夫婦・兄弟・朋友が集まって、互いに無事を祝い、餞別の品をもらった人には土産物を贈り、千秋万歳、目出度く申し納めることは、以上の通りである。

*1 蠶肌=蠶肌革で作った刀の鞘袋(さやぶくろ)。

*2 世智便=世知弁袋。旅行者などが、刀の柄袋(つかぶくろ)の上にかけた革袋。

*3 山嵐の瘴気=熱病を起こさせる山川の毒気。

*4 不換金正気散=はきけ、急性胃炎、感冒、慢性胃炎、消化不良、胃もたれ、胃腸虚弱、食欲不振等に効果がある漢方薬。

*5 立場(建場)=江戸時代、宿場と宿場の間の街道などで、人足・駕籠かきなどの休息した所。明治以後は人力車や馬車などの発着所をいう。